

関東信越税理士会 熊谷支部例会研修

法人の解散・清算を巡る税務

令和4年4月6日(水)
ホテルガーデンパレス
埼玉県税理士講師団
税理士 樋之口 猛

はしがき

顧問先法人にとっては1回限りであろう解散・清算について、日常頻繁に発生してくる事象ではないが、世界情勢がめまぐるしく変化していく昨今、増える傾向にあります。

以前は、解散・清算のイメージは倒産閉鎖等の暗いイメージを帯びていましたが、最近では昔と違い事業承継や組織再編、資本戦略といった発展的解消によるものも増えてきています。

法人税法では、平成22年度に大きな改正があり、解散・清算に関して大きく変更がされました。

今回の研修は、法人の解散・清算の税務について確認するとともに、平成22年度改正の背景や理由も併せて解説していきます。

日常的には遭遇しない解散・清算について、ひとたびその事象が発生すると税法のみならず様々な角度からの法令が絡み、間違いの無い対応が求められます。そこに少しでも役立てて頂ければ幸いです。

令和4年4月

樋之口 猛

目 次

法人の解散・清算を巡る税務

1. 概要	2
2. 解散・清算の流れ	2
3. 事業年度と確定申告	4
4. 解散事業年度の申告	6
5. 清算事業年度の申告	12
6. 最終事業年度の申告（残余財産が確定した場合の申告）	14
7. 期限切れ欠損金の取扱い	16
8. 100%子会社の解散・清算	18

平成22年度改正

1. 概要	20
2. 改正された4つの理由	22
3. 破産の場合	26

添付書類

1. 異動届（解散）	26
2. 異動届（清算終了）	27
3. 別表一（一）	28
4. 別表四	29
5. 別表五（一）①	30
6. 別表五（一）②	31
7. 別表五（一）③	32
8. 別表七（三）①	33
9. 別表七（一）	34
10. 別表七（三）②	35

（参考文献）

国税庁 HP 平成22年度税制改正に係る法人税質疑応答事例（グループ法人税制関係）
税務通信（No. 3140～3174）

税経通信編 会社清算の法務&税務 税務経理協会

太田達也著 改訂増補版「解散・清算の実務」完全解説 税務研究会出版局

事業再生機構 平成22年度税制改正後の清算中の法人税申告における実務上の取扱い

植木康彦著 最新解散・清算の税務 ぎょうせい

平山 昇著 第十次改訂 会社税務マニュアルシリーズ 設立・解散 ぎょうせい

植松香一著 五訂版 会社の解散・清算の法人税務 大蔵財務協会

ひかりアドバイザーグループ編 五訂版 会社清算の実務70問70答 清文社

法人の解散・清算の税務

1. 概要

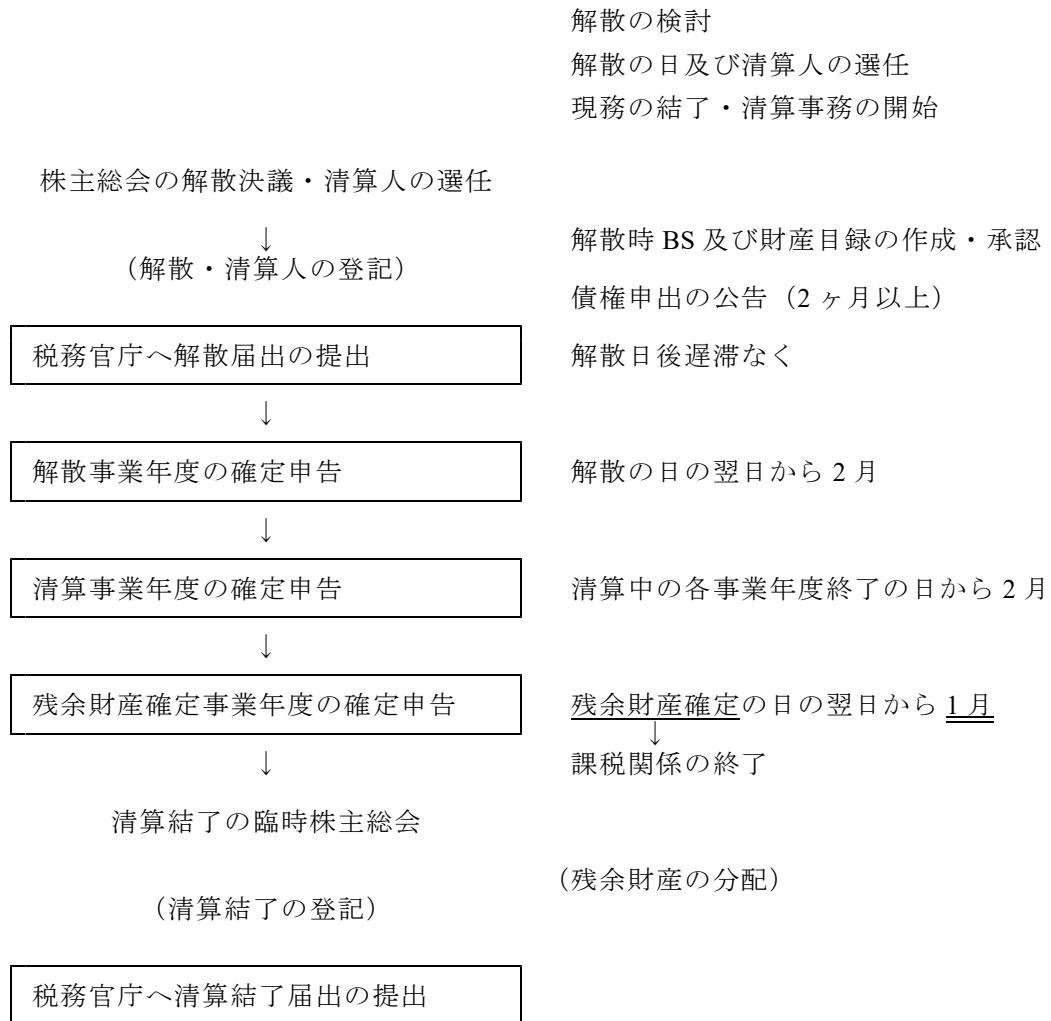
法人が解散した場合、解散の日を区切りとして事業年度が分かれ、①解散の日を含む事業年度の申告、②解散の日の翌日から事業年終了の日までの申告、③残余財産が確定した場合の申告が必要になる。

この場合のポイントは、事業年度の区分方法（みなし事業年度）と解散・清算独自の所得金額の計算方法となる。

2. 解散・清算の流れ

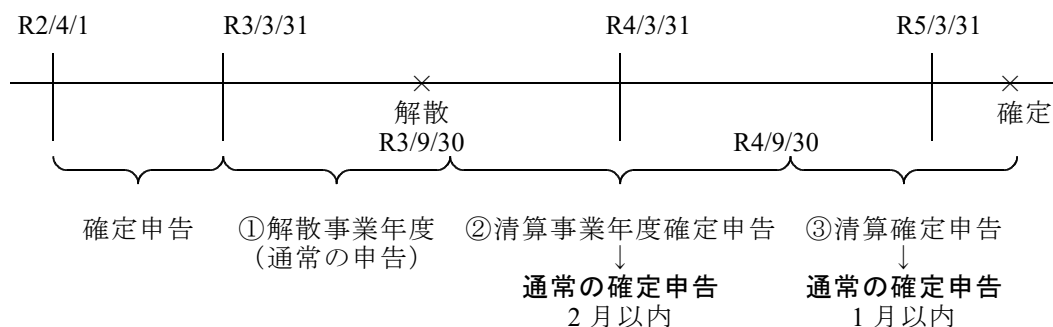
会社解散から清算終了に至るまで必要とされる期間は、会社毎に異なるが、債権申出期間が2ヶ月であることから、最短で2ヶ月半程度、財産や債務が多い場合には2～3年生じる場合もある。

《解散から清算までの流れ》



3. 事業年度と確定申告

(1) 概要



- ① 解散事業年度の確定申告（法法 74 ①、75 の 2）
 - (イ) その事業年度開始の日から解散の日までの期間に対する申告（(2)①(イ)）
 - (ロ) 解散の日の翌日から 2 月以内（延長の特例あり）
 - ② 清算事業年度確定申告書（法法 74 ①、75 の 2）
 - (イ) 清算中の各事業年度に対する申告（(2)①(ロ)）
 - (ロ) 各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内（延長の特例あり）
 - ③ 残余財産確定事業年度（清算）確定申告（法法 74 ②、75 の 2）
 - (イ) 残余財産が確定した場合の申告（(2)③）
 - (ロ) 残余財産が確定した日の翌日から 1 月以内（延長の特例なし）
- ※ 残余財産の最終分配が行われる場合にはその日の前日

(2) 事業年度（みなし事業年度 法法14抜粋）

次の各号に規定する法人がそれぞれに掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれに定める期間を当該法人の事業年度とみなす。

- ① 内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合
その事業年度開始の日から解散の日までの期間(イ)及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間(ロ)
- ② 法人が事業年度の中途において合併により解散した場合
その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間
- ③ 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合
その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間
- ④ 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続した場合
その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度終了の日までの期間

(注) 法基通1-2-9(株式会社等が解散等をした場合における清算中の事業年度)

株式会社が解散等をした場合における清算中の事業年度は、当該株式会社等が定款で定めた事業年度にかかわらず、会社法第 494 条第 1 項《貸借対照表等の作成及び保存》に規定する清算事務年度になるのであるから留意する。

《会社法に規定する事業年度 H18会社法改正》

会社法494（貸借対照表等の作成及び保存）

清算株式会社は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度（第475条各号に掲げる場合に該当することとなった日の翌日又はその後毎年その日に相当する日（相当する日がない場合にあっては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

会社法475（清算の開始原因）

株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第471条第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

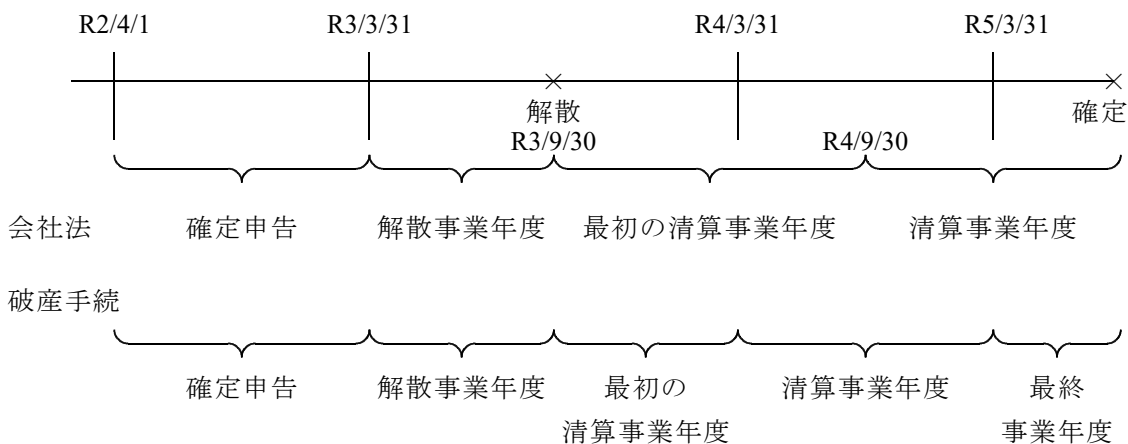
会社法471（解散の事由）

株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 株主総会の決議
- 四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第824条第一項又は第833条第一項の規定による解散を命ずる裁判

《破産の場合の最初の清算事業年度》

破産手続開始の決定による解散の場合や持分会社が解散した場合は、会社法において清算事務年度の規定がないため、従来どおり、解散の日の翌日から定款等で定める事業年度終了の日が最初の清算事業年度となる。



4. 解散事業年度の申告

(1) 事業年度（法法14①、75の2①）

その事業年度開始の日から解散の日までを1事業年度とみなし、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に確定申告書を提出しなければならない。

また、通常の実業年度と同様に、確定申告書の提出期限の延長の特例の適用が受けられる。

(2) 税務官庁への届出

所定の様式はないため、通常は「異動届」に解散による事業年度の変更として届出ることになる。

(3) 所得計算の留意点

申告の内容は通常の実業年度と同様であるが、次の点に注意が必要である。

なお、会社法では、解散時には財産を清算価格（時価）で評価換えすることを義務づけているが、法人税法ではそれを認めていないため、評価換えによる評価損益を益金又は損金に算入することはできない（法法25①、33①）。

① 事業年度が1年に満たない場合

(イ) 減価償却等の償却限度額（耐令5②）

$$\text{法定耐用年数の償却率} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12 \text{ 月}} = \text{改訂償却率} \quad (\text{小数点以下3位未満切上})$$

(ロ) 交際費等の損金不算入額の定額控除限度額（措法61の4②）

※ 期末資本金1億円以下の法人

損金不算入額は、次のいずれかの金額となる。

㊦ 交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の50%に相当する金額を超える部分の金額

㊧ 定額控除限度額を超える部分の金額

$$\text{低額控除限度額} = 8,000,000 \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12 \text{ 月}}$$

(ハ) 中小法人の税率

$$8,000,000 \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12 \text{ 月}}$$

(ニ) その他期間を基礎として計算されるもの

《財産目録》（会社法施行規則144②）

- ① 会社法 492 ①（財産目録等の作成等）の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。
- ② 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第 475 各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算株式会社の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

《減価償却》

(1) 旧定額法・旧定率法（耐令4②）

法人の事業年度が1年に満たない場合においては、通常の計算規定にかかわらず、減価償却資産の旧定額法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に定める旧定額法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除したものにより、減価償却資産の旧定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た耐用年数に対応する同表に定める旧定率法の償却率による。

① 旧定額法

$$\text{法定耐用年数の償却率} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12 \text{ 月}} = \text{改訂償却率} \\ \text{(小数点以下 3 位未満切上)}$$

② 旧定率法

$$\text{法定耐用年数} \times \frac{12 \text{ 月}}{\text{その事業年度の月数}} = \text{改訂耐用年数 (1 年未満切捨)} \\ \text{この耐用年数に応じた償却率}$$

(2) 定額法・定率法（耐令5②）

法人の事業年度が1年に満たない場合においては、通常の計算規定にかかわらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第八に定める定額法の償却率又は別表第九若しくは別表第十に定める定率法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除したものによる。

② 解散事業年度のみ適用されるもの

(イ) 役員退職給与の打切り支給（法法34②）

法人が解散した場合において、引き続き清算人として清算事務に従事する旧役員に対しその解散前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与については、法人税法上退職給与として取り扱われる。

この場合、解散株主総会において支給決議を行い、解散事業年度で未払経理することで損金算入が可能となる。

(ロ) 欠損金の繰戻し還付（法法80④、措法66の13）

内国法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で一定のものが生じた場合において、① 当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は② 同日の属する事業年度において生じた欠損金額（第57条の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。）があるときについて、欠損金の繰戻し還付の規定が適用できる。

なお、この規定は資本金の大小に関係なく適用される。

前々期	前期	当期	
		解散	適用
<u>黒字</u>	赤字①	赤字②	○
—	<u>黒字</u>	赤字②	○
R2/4/1	R3/4/1	R4/4/1	6/30

③ 解散事業年度では適用されないもの

(イ) 圧縮特別勘定の設定（圧縮記帳や収用等の所得の特別控除は除く。）

(ロ) 措置法関係の特別償却及び特別控除（所得税額控除や外国税額控除は可）

(ハ) 準備金（引当金は設定可）

(4) 添付書類（法法74③、法規35）

所定の計算書類を添付する。

① 貸借対照表・損益計算書及び株主資本等変動計算書等

② 勘定科目内訳書

③ 事業概況書

※ 会社法では、解散時には財産を清算価格（時価）で評価換えすることを義務づけているが、法人税法ではそれを認めていない。

《役員退職給与の打切り支給》(所基通30-2(6))

引き続き勤務する役員又は使用人に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、次に掲げるものでその給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものは、30-1にかかわらず、退職手当等とする。

(6) 法人が解散した場合において引き続き役員又は使用人として清算事務に従事する者に対し、その解散前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与

《退職手当等の範囲》(所基通30-1)

退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与をいう。したがって、退職に際し又は退職後に使用者等から支払われる給与で、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職手当等に該当しないことに留意する。

《役員に対する退職給与の損金算入の時期》(法規通9-2-28)

退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。ただし、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認める。

《解散後引き続き役員として清算事務に従事する者に支給する退職給与》 (国税庁質疑応答事例)

【照会要旨】

法人が解散した場合において、引き続き清算人として清算事務に従事する旧役員に対しその解散前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与については、法人税法上退職給与として取り扱われますか。

【回答要旨】

退職給与として取り扱われます。

(理由)

法人が解散した場合において、引き続き役員又は使用人として清算事務に従事する者に対し、その解散前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与は、所得税法上退職手当等として取り扱われています(所基通 30-2(6)) ので、法人税法上も退職給与として取り扱うことが相当と考えられます。

(5) 確定決算（法法2二十五、74①）

会社法上、解散事業年度における株主総会では、通常事業年度ベースの貸借対照表や損益計算書は承認事項となっていない。そこで『損金経理』が要件とされている規定（減価償却、引当金等）については、要件を満たされていないのではないかという問題が生じる。では、株主総会で承認されない申告について無効になってしまうのか。

会社法ではこれらの書類の株主総会での承認を要求していないため、税法でいくら要件としても制度的に無理がある。

したがって、たとえ株主総会で承認されていない決算に基づく申告であっても有効であると解される。

《損金経理》（法法2二十五）

法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。

《計算書類等の定時株主総会への提出等》（会社法438）

- 1 次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。
 - 一 第436①に規定する監査役設置会社（取締役会設置会社を除く。）
第436①の監査を受けた計算書類及び事業報告
 - 二 会計監査人設置会社（取締役会設置会社を除く。）
第436②の監査を受けた計算書類及び事業報告
 - 三 取締役会設置会社
第436③の承認を受けた計算書類及び事業報告
 - 四 前三号に掲げるもの以外の株式会社
第435②の計算書類及び事業報告
- 2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない。
- 3 取締役は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

《計算書類等の作成及び保存》（会社法435②）

株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

臨時株主総会

令和3年9月30日午前10時00分から、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

議決権のある株主総数	4名
この議決権の総数	10,000株
出席株主数(委任状による者を含む)	4名
この議決権の総数	10,000株

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役 樋之口 猛は議長席につき、株主総会は適法に成立したので開会する旨を宣言し直ちに議事に入った。

第1号議案 当会社解散の件

議長は最近の営業状況を詳細に説明し、当会社を解散せざるをえなくなった事情を述べた上、会社解散の可否を諮ったところ、全員異議なく賛成し本日をもって解散することを可決決定した。

第2号議案 清算人及び代表清算人選任の件

議長は清算人の選任をいかにすべきか諮ったところ、その選任方法を議長に一任するとの発言があり、全員異議なく賛成した。

議長は下記の者を清算人及び代表清算人に指名しその賛否を問うたところ、全員異議なく賛成した。

なお、被選任者はその就任を承諾した。

清算人 樋之口 猛

清算人 樋之口 毅

代表清算人 埼玉県ふじみ野市旭一丁目8番6号 樋之口 猛

議長は、以上を持って本日の議事を終了した旨を述べ、午前10時30分閉会した。以上の決議を明確にするためこの議事録をつくり出席取締役はここに記名押印する。

令和3年9月30日

株式会社 樋之口会計 臨時株主総会

議長・出席代表取締役 樋之口 猛

出席取締役 樋之口 毅

5. 清算事業年度の申告

(1) 事業年度（法法14①、75の2①）

解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間を最初の清算事業年度とみなし、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に確定申告書を提出しなければならない。

また、通常の事業年度と同様に、確定申告書の提出期限の延長の特例の適用が受けられる。

なお、清算中の事業年度においては、中間申告の必要はない（法法71①）。

(2) 所得計算の留意点

会社法では、清算事務年度末（清算事業年度末）の財産評価を処分価格（時価）によって評価換えすることになっているが、法人税法ではあくまで帳簿価額（取得価額）ベースで行う。

① 次の規定は、清算中事業年度では適用されない。

- (イ) 特定同族会社の特別税率（留保金課税）
- (ロ) 圧縮記帳（収用等の所得の特別控除含む。）
- (ハ) 措置法関係の特別償却及び特別控除
- (ニ) 準備金（引当金は設定可）
- (ホ) 収用換地等の場合の所得の特別控除

② 期限切れ欠損金の損金算入（法法59③）

清算中事業年度終了の日において、残余財産がないと見込まれる場合には、青色欠損金控除後の所得金額を限度として、いわゆる期限切れ欠損金の損金算入が認められる（詳細は後述）。

(3) その他の留意点

① 中間申告（法法71）

清算中の各事業年度は、事業年度が6ヶ月を超える場合にも中間申告を要しない。

② 添付書類

会社法で清算事務年度毎に作成を義務づけている貸借対照表は清算価額（時価）で評価したものであり、事務報告書は収入と支出の状況を表した物である。したがってこれらを税務上の添付書類としては利用できないため、別途、通常の財務諸表の作成が必要になる。

③ 確定決算

清算事務年度の株主総会では、税務申告用の貸借対照表や損益計算書の承認決議は行われぬ。しかし、前述したとおり、たとえ株主総会の承認決議がなかったとしても、申告上は差し支えないものと解される。

《清算予納申告と清算事業年度申告》

旧法においては、清算予納申告は、あくまで清算確定申告に対する予納であった。つまり、いくら予納申告で納税を行っても、最終的に清算確定申告で精算される。

それに対し、清算事業年度申告は、最終事業年度申告での精算はされず、あくまで通常の申告と同様に、事業年度単位課税の原則となる。

《各清算事務年度に係る貸借対照表》(会社法施行規則146①)

法第 494 ①の規定により作成すべき貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

《財産目録》(会社法施行規則144②)

財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付することが困難な場合を除き、法第 475 各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算株式会社の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

《貸借対照表等の作成及び保存》(会社法494①)

清算株式会社は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度（第 475 条各号に掲げる場合に該当することとなった日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日（応ずる日がない場合にあっては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

《貸借対照表等の定時株主総会への提出等》(会社法497)

- 1 次の各号に掲げる清算株式会社においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。
 - 一 第 495 ①に規定する監査役設置会社（清算人会設置会社を除く。）
同項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告
 - 二 清算人会設置会社
第 495 ②の承認を受けた貸借対照表及び事務報告
 - 三 前二号に掲げるもの以外の清算株式会社
第 494 ①の貸借対照表及び事務報告
- 2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時株主総会の承認を受けなければならない。
- 3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

6. 最終事業年度の申告（残余財産が確定した場合の申告）

(1) 事業年度（法法14①、75の2①）

清算中の法人の残余財産が確定した場合には、その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間を最終事業年度とみなし、その事業年度終了の日の翌日から1月以内（その期間内に残余財産の最後の分配又は引き渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に確定申告書を提出しなければならない。

なお、最終事業年度においては、確定申告書の提出期限の延長の特例の適用はない。

(2) 所得計算の留意点

申告の内容は通常の申告と同様であるが、次の点に注意が必要である。

① 事業年度が1年に満たない場合

(イ) 減価償却等の償却限度額

残余財産の分配は、通常金銭で行われることから減価償却費を計上することはまれである。

なお、一括償却資産がある場合には全額償却できる（法令133の2④）

(ロ) 交際費等の損金不算入額の定額控除限度額

(ハ) 中小法人の税率

(ニ) その他期間を基礎として計算されるもの

② 次の規定は、清算中事業年度同様、最終事業年度では適用されない。

(イ) 特定同族会社の特別税率（留保金課税）

(ロ) 圧縮記帳（収用等の所得の特別控除含む。）

(ハ) 特別償却及び特別控除

(ニ) 準備金

③ 期限切れ欠損金の損金算入（法法59③）

清算中事業年度終了の日において、残余財産がないと見込まれる場合には、青色欠損金控除後の所得金額を限度として、いわゆる期限切れ欠損金の損金算入が認められる（詳細は後述）。

④ 最終事業年度のみ適用のある規定

(イ) 最終事業年度に係る事業税（地方法人特別税含）の損金算入（法法62の5⑤）

(ロ) 引当金の設定不適用（法法52①②、法法53①）

(ハ) 一括償却資産及び繰延消費税額等の未損金算入額の損金算入（法令133の2他）

(ニ) 組織再編税制及びグループ法人税制の一部

《事業税の取り扱い》

各事業年度の所得に係る事業税（地方法人特別税を含む。）は、その申告書を提出した日の属する事業年度で損金の額に算入される（法基通 9-5-1）。しかし、最終事業年度の実業税については、その事業税の申告書の提出が最終事業年度終了後となり、損金算入の機会がない。そこで新旧清算課税では次のような特例を設けている。

(1) 旧法（平成22年9月30日以前解散）

清算所得に対する法人税の税率を、各事業年度の所得に対する法人税の税率より、事業税の税効果相当分を税率に反映させることにより、事業税を控除したものと同様の効果となっていた。

(2) 新法（平成22年10月1日以後解散）

内国法人の最終事業年度（残余財産確定の日の属する事業年度）に係る事業税（地方法人特別税を含む。）については、その最終事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（法法 62 の 5 ⑤）

なお、次の規定は、その最終事業年度に係る事業税の損金算入前の所得で計算する。

- ① 最終事業年度に係る事業税の所得割（地法 72 の 23 ①）
- ② 寄附金の損金算入限度額の計算
- ③ 欠損金の控除限度額

－設例－

最終事業年度に事業税を計上する場合

仮計	5,000 千円	（他調整後）
法人税率	15 %	（平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度）
事業税率	267,800 円	（地方法人特別税含む）
住民税率	17.3 %	（均等割 70 千円）

- (1) 事業税 第六号様式から
- (2) 法人税

区分		総額	処分	
			留保	社外流出
仮計	22	5,000,000	5,000,000	
差引計	39	5,000,000	5,000,000	
欠損金の当期控除額	40			
事業税の損金算入額	47	△ 267,800	△ 267,800	
所得金額	48	4,732,200	4,732,200	

$$4,732,200 \text{ 円} \times 15 \% = 709,800 \text{ 円}$$

$$(3) \text{ 法人住民税 } 709,800 \text{ 円} \times 5 \% + 20,000 \text{ 円} = 55,400 \text{ 円}$$

$$709,800 \text{ 円} \times 12.3 \% + 50,000 \text{ 円} = 137,200 \text{ 円}$$

7. 期限切れ欠損金の取扱い

(1) 必要性

財産法から損益法への移行に伴い、課税所得の計算結果が同等となるようにする必要があったため創設された。

(2) 課税要件（法法59③）

内国法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、その清算中に終了する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額で一定のものに相当する金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

① 内国法人が解散した場合とは

法人税法において、解散に関する明確な規定は存在しないため、会社法 471 解散の事由に定める場合が該当すると考えられる。

② 残余財産がないと見込まれるときとは

法人税法において明確な規定は存在しない。あるのは法令解釈通達である法人税法基本通達のみである。

(イ) 判断時期（法基通 12-3-7）

法人の清算中に終了する事業年度終了時の現況

(ロ) 意義（法基通 12-3-8）

債務超過の状態にあるとき

(ハ) 説明する書類（法規則 26 の 6 三、法基通 12-3-9）

清算事業年度終了時の実態貸借対照表（処分価額又は譲渡時に付される価額）

③ 対象となる欠損金の範囲（法令 118）

別表五(一) I 期首利益積立金額	－	法法 57・58 の規定による損金算入額
-------------------	---	----------------------

(3) 利用制限

期限切れ欠損金の利用に回数制限、年数制限及び用途制限などの法令上の規定は存在しない。したがって、債務免除益も含め、清算中の事業年度であれば何度でも使用することができると考えられる。

欠損金の繰越控除の順序は、まず有効期限内の青色欠損金を控除し、次いで期限切れの欠損金額を控除する。

中小法人以外の法人には、青色欠損金の控除について 50 % の利用制限があるが、この場合も、期限切れ欠損金額の損金算入額が増加するため実質的には課税関係は生じない。

また、「残余財産がないことの見込み」がその後の清算中事業年度において、残余財産が生じることとなった場合に、過去に遡って修正の必要があるかどうかの問題となるが、法基通 12-3-7 においてその必要がないことは明かである。

《残余財産がないと見込まれるかどうかの判定の時期（法基通12-3-7）》

法法 59 ③に規定する「残余財産がないと見込まれる」かどうかの判定は、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の現況による。

《残余財産がないと見込まれることの意義（法基通12-3-8）》

解散した法人が当該事業年度終了の時において債務超過の状態にあるときは、法法 59 ③に規定する「残余財産がないと見込まれるとき」に該当するのであるから留意する。

《残余財産がないと見込まれることを説明する書類（法基通12-3-9）》

法規則 26 の 6 三に定める「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」には、例えば、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の実態貸借対照表(当該法人の有する資産及び負債の価額により作成される貸借対照表をいう。)が該当する。

(注) 法人が実態貸借対照表を作成する場合における資産の価額は、当該事業年度終了の時における処分価格によるのであるが、当該法人の解散が事業譲渡等を前提としたもので当該法人の資産が継続して他の法人の事業の用に供される見込みであるときには、当該資産が使用収益されるものとして当該事業年度終了の時において譲渡される場合に通常付される価額による。

－設例－

R3.7.1 ～ R4.6.30 清算事業年度（残余財産がないと見込まれる場合）

B/S 抜粋

資本金	3,000,000 円	
繰越利益剰余金	<u>▲ 25,419,200 円</u>	(期首 ▲ 28,872,800 円)
純資産合計	▲ 22,419,200 円	

※ 前期に係る法人税 270,000 円、事業税（地方法人特別税含む）85,000 円、県民税 18,500 円、市民税 45,700 円は、当期中に未払法人税等 419,200 円を取り崩し納付している。

P/L 抜粋

税引前当期利益	3,523,600 円	
法人税、住民税及び事業税	<u>70,000 円</u>	(当期は住民税のみ)
当期利益	3,453,600 円	

別表五(一) I 期首利益積立金額 ▲ 28,787,800 円

別表四差引計（青欠控除前） 3,523,600 円 当期青色欠損金控除額なし

8. 100%子会社の解散・清算

(1) 改正点

① 平成 22 年度改正

旧法が適用される H22.9.30 以前の 100 %子会社の解散では、子会社が消滅することにより、親会社の保有する子会社株式の消却損の損金算入が認められていた。

それに対して、今回の改正で適用される H22.10.1 以後の解散では、100 %完全支配関係にある法人を同一法人として捉えるため、子会社株式の消却損の損金算入は認められなくなる（法法 61 の 2）。しかし、これと引き替えに、100 %子会社の未処理欠損金額（注 1）を親会社が引き継ぐことができるようになった（法法 57 ②）

区分	子会社株式の消却損	未処理欠損金
旧法（H22.9.30 以前）	損金算入（注 2）	切捨て
新法（H22.10.1 以後）	損金不算入	親会社に引継ぎ（残余財産確定）

（注 1）未処理欠損金

10 年以内の繰越欠損金額のうち未使用のもの

（注 2）子会社株式の損金算入

残余財産が確定し、清算終了が条件となる。

② 平成 23 年度改正

法人税法では、破産手続き等一定の事由が生じた場合、株式について評価損の計上が認められている。しかし、この規定を適用したままでは子会社株式の消滅損損金不算入との整合性が保てない。そこで、平成 23 年度改正により評価損の計上ができなくなった。

(2) 未処理欠損金額の引継ぎ（法法57②）

当該内国法人（親法人）との間に完全支配関係がある他の内国法人（子法人）で当該内国法人（親法人）が発行済株式の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人（子法人）の当該残余財産の確定の日の翌日前 10 年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該内国法人（親法人）の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における欠損金の繰越控除の規定の適用については、当該前 10 年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前 10 年内事業年度開始の日の属する当該内国法人（親法人）の各事業年度において生じた欠損金額とみなす。

(3) 引継ぎ制限（法法57③）

残余財産が確定した他の内国法人の未処理欠損金額には、当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の 5 年前の日、親法人の設立の日若しくは当該内国法人（子法人）の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合として定める場合のいずれにも該当しない場合には、要件を満たさない事業年度に生じた欠損金額を含まないものとする。

－設例－

親会社 A 社（資本金 7 億円 3 月決算）の完全支配子会社 B 社（資本金 1,000 万円 3 月決算）は、令和 2 年 6 月 30 日に解散し令和 3 年 9 月 30 日に残余財産が確定した。

(1) B 社の欠損金の発生状況

R0203 10,500,000 円

R0206 11,200,000 円

R0306 8,300,000 円

合計 30,000,000 円

(2) B 社の令和 3 年 9 月 30 日の所得金額は 23,000,000 円（欠損金控除前）である。

(3) B 社の令和 3 年 9 月期の期首利益積立金額は▲ 42,000,000 円である。

この場合に A 社に引き継がれる青色欠損金額はいくらか

平成22年度改正

1. 概要

(1) 税制改正のあらまし

平成 22 年度税制改正において、親しみのあった清算所得課税制度が財産法から損益法へ改正廃止された。

税制改正後の損益法、すなわち各事業年度所得課税の場合には、資産超過か債務超過といったバランスシートの状態は問わず、その事業年度の益金から損金を控除した所得金額が発生すれば、青色欠損金の控除を超える部分は法人税が課税されることになる。つまり、債務超過の状態であったとしても、債務免除益や資産譲渡益等が青色欠損金を超えて発生する場合には、法人税が課税されるので、円滑な清算を阻害する事態が生じる。

そこで、解散した場合には、一定の条件下で期限切れ欠損金についても控除を認める措置が採られることになった。

なお、平成 23 年度税制改正において、清算中の法人等の株式に係る評価損の損金不算入が規定され整合性を高めるとともに、解散の場合のマイナスの資本金等の取扱いが明示された。

(2) 従来の清算所得課税との比較＜平成22年度税制改正の解説／財務省＞

① 財産法

法人税の課税所得計算の考え方には、財産法と損益法があり、清算所得課税は財産法に該当する。計算構造が極めてシンプルで、清算の手續との親和性が高く慣れ親しんだ感のある方式である。その特徴としては、債務超過状態のような残余財産がないケースでは法人税が課税されることはなく、残余財産があるケースにおいても株主からの拠出額である資本金等と課税済み利益である利益積立金を超える部分、すなわち清算所得がある場合に限り法人税を課税する仕組みである。

② 損益法

一方の損益法は、各事業年度所得課税といわれ、その事業年度の益金から損金を控除した所得金額に対して、法人税を課税する方式です。資産超過か債務超過かといったバランスシートの状態は関係させず、青色申告の場合には、前 9(7)年内に生じた青色欠損金の控除を認めている。

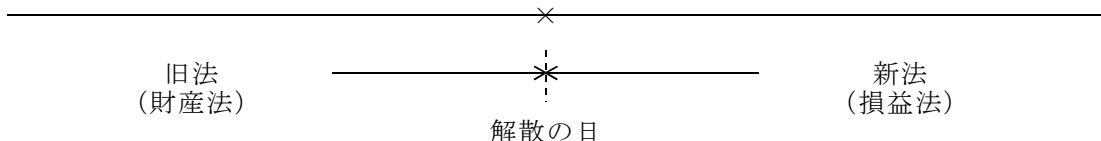
③ 財産法と損益法の差異

このように、財産法と損益法は、異なる計算法のように見えるが、期限切れ欠損金の利用を前提にすれば、アプローチが違うだけで計算結果は同じになる。

すなわち、清算所得の金額は、残余財産の価額（時価純資産価額）から解散時の簿価純資産価額を控除する財産法により算定されていたが、この清算所得の金額は、結局のところ清算期間中における事業からの損益と資産を処分等した際の譲渡損益から成ることとなり、損益法により算出した金額と同様の所得金額を課税ベースとするものであるといえる。

《解散時期による旧法と新法》

H22.9.30



※ 解散の日が H22.9.30 以前であれば、その後残余財産確定の日まで（清算確定申告書提出まで）旧法（財産法）により計算する。

《財産法と損益法の比較》

(1) 残余財産がある場合

解散時 B/S

現金 1,300	負債 1,800
土地 1,700	
株式 2,100	資本金等 2,500 利積 800

< 改正前（財産法） >

$$(1,300 + 2,000 + 2,800 - 1,800) - (2,500 + 800) = \underline{1,000}$$

現 土地 株 負 資本 利積
清算結了

< 改正後（損益法） >

$$2,000 - 1,700 = 300 \quad 2,800 - 2,100 = 700 \quad \text{total } \underline{1,000}$$

時 簿 時 簿

(2) 残余財産がない場合（残余財産 < 債務）

解散時 B/S

現金 1,300	負債 6,600
土地 1,700	
株式 2,100	資本金等 1,500 利積 ▲ 3,000

< 改正前（財産法） >

$$(1,300 + 2,000 + 2,800 - 6,600) \text{ (注) } < 0 \quad \therefore 0$$

現 土地 株 負

< 改正後（損益法） >

$$(2,000 - 1,700) - 300 = 0 \quad (2,800 - 2,100) - 700 = 0 \quad \text{total } \underline{0}$$

時 簿 時 簿
欠 欠

(注) 平成 21 年 11 月 27 日 裁決

国税不服審判所で清算所得課税の方法が争われた事例が公表されました。裁決では、清算所得の計算基礎となる利益積立金等がマイナスである場合に、これを 0 とせずに計算することが明らかにされた。

2. 改正された4つの理由

この改正はやや唐突感があるが、以前から清算所得課税を廃止し解散前後を通じて課税方式を統一することで、一部で生じていた課税の不公平等を是正しようと考えられていたものである。課税の不公平の最たるものは、清算所得課税の設計の簡素な点を突き、各事業年度所得課税であれば課税されるケースについて、解散し清算所得課税を適用することで課税を避ける租税回避的行為である。これには、交際費課税や過大な役員退職金支出等が例としあげられる。

なお、それも含め改正廃止された理由には大きく4つのものがあると考えられる。

(1) シンプルな計算構造を利用した課税の不公平

改正廃止理由の代表格は、課税の不公平を生んでいたことにある。

清算所得課税の特徴は、計算のシンプルさにあるが、そのシンプルさは利用の仕方によって課税の不公平を生んでいたといわれる。

清算所得課税は、残余財産を計算する際、清算中に支出した寄附金を残余財産に加算するくらいで、交際費、役員給与などをいくら支出しても残余財産に加算する必要がなく事実上損金的な取扱いが受けられていた。例えば、資産超過の会社が解散後にこのような支出を行い資産超過部分を使い切って法人税の課税を回避するといった事案、あるいは、すでに解散しているものの長期間にわたり存続し法人税の課税を回避するといった事案もあったようである。

(2) マイナスの利益積立金額

清算所得課税は、残余財産から解散時資本金等の額と解散時利益積立金の合計額を控除して求めるが、利益積立金額がマイナスのときに、マイナスはマイナスとして計算するか、マイナスはゼロとして計算するかの論争があった。つまり、解散後に生じた実現益に対して、欠損金の控除を認めるかどうかといった問題である。この論争の帰結は、平成21年11月27日の国税不服審判所の裁決（裁決事例集78）により、マイナスはマイナスとして計算する結論で落ち着いたところであるが、相当長い間、課税当局内部でも取扱の相違等があり、混乱があったようである。

この問題は、過去の問題でなく、平成22年9月30日までに解散した場合には従前の清算所得課税が適用されるため、誤適用がないように注意が必要である。

(3) 我が国特有の制度

諸外国においては、清算所得課税（財産法）はスタンダードな制度ではなかったようである。清算所得課税には、もともとは各事業年度所得の課税もれを清算段階で補完課税する目的があったが、今日においてはその役割よりもデメリットの方が大きくなった点もあるようである。

《課税の不公平》

どこまでが節税で、どこからが租税回避に当たるかは難しい問題も含むが、いずれにしても課税方式の転換（損益法から財産法へ）を利用した方法であり、清算所得課税を廃止することによって、解散後においても解散以前と同じ取扱いとすることを図ったものと考えられる。

解散時 B/S

現金 1,300	負債
土地 1,700	1,800
株式 2,100	資本金等 2,500 利積 800

<改正前（財産法）>

$$(1,300 + 2,000 + 2,800 - 1,800) - (2,500 + 800)$$

$$= \underline{1,000}$$

清算結了

土地売却 2,000 ×	株式売却 2,800 ×	清算結了 ×
--------------------	--------------------	-----------

<改正後（損益法）>

$$2,000 - 1,700 = 300$$

$$2,800 - 2,100 = 700$$

$$\text{total } \underline{1,000}$$

※ 清算中に役員退職給与 1,000 円を未払とした。

<財産法>

① 残余財産 $1,300 + 2,000 + 2,800 - 1,800 - 1,000 = 3,300$

② 資本金等及び利積等 $2,500 + 800 = 3,300$

③ 清算所得 ① - ② = 0 (課税なし)

《マイナスの利益積立金額》

解散時 B/S

現金 1,300	負債
土地 1,700	3,600
株式 2,100	資本金等 4,500 利積 ▲ 3,000

<マイナスを 0 >

$$(1,300 + 2,000 + 2,800 - 3,600) - (4,500 + 0) = \blacktriangle 2,000$$

$$\therefore 0$$

清算結了

土地売却 2,000 ×	株式売却 2,800 ×	清算結了 ×
--------------------	--------------------	-----------

<マイナスをマイナスとして>

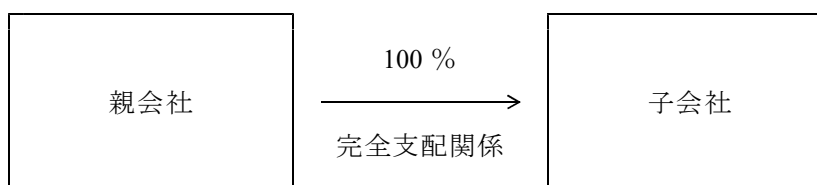
$$(1,300 + 2,000 + 2,800 - 3,600) - (4,500 - 3,000) = 1,000$$

(4) グループ法人税制との整合

平成 22 年度税制改正において、グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を実現する観点から、グループ法人税制が誕生した。グループ法人税制においては、一定金額以上資産の譲渡、寄附、現物配当、清算、自己株買取り等に関して、損益を繰り延べる又は損益を発生させない考え方が採用された。

完全支配関係のある会社を清算する場合、残余財産があつて適格現物分配をする場合には帳簿価額にて移転することとし、また、残余財産の有無にかかわらず、親会社における子会社株式の評価損及び消滅損を認めないこととし、子会社に未処理青色欠損金がある場合には制限事由等に該当しない限り、親会社に未処理青色欠損金を引き継ぎさせることとした。この場合、青色欠損金は、損益法による計算が前提となるため、財産法から損益法に変更する必要が生じたものと考えられる。

《グループ法人税制と清算課税》



区分	親会社	子会社
残余財産の分配	簿価移転	簿価移転 (注)
債権の取扱い	整理損失計上	債務免除益計上 (注)
株式の取扱い	損金不算入	
青色欠損金	債務免除益控除後承継	

(注) 財産法では対応できない。

3. 破産の場合

(1) 問題の所在

平成 22 年度改正以前は、残余財産がなければ清算所得が生じなかったため、清算事業年度の法人税申告を行わなくても、事実上法人税の負担を負うようなケースは希だった。

ところが、改正により損益法になったため、競売による資産譲渡益や債務免除益などが発生した場合、期限切れ欠損金の適用を受けないと法人税が生じる可能性が生じた。その場合、期限切れ欠損金の適用を受けるためには、法人税の申告が不可欠である。

その一方で、破産会社においては、破産前の法人税申告を適切に行っていないケースや会計帳簿等が散逸したりして適正な申告を行えないケースも多い。

このような場合にどのように申告すればよいのかというのが、破産の場合の問題の所在である。

(2) 例外的な法人税申告

過年度に遡及して法人税申告が行えない破産の場合は、例外的な法人税申告が認められることとなった。破産管財人が就任する前の法人税申告が事実上行えない場合には、破産手続開始決定日の翌日以降の清算事業年度の法人税申告について、破産管財人が把握している情報に基づいて申告書を作成する。

この場合、申告書の作成目的は、破産手続開始時点での欠損金合計額の把握にあるため、開始決定日時点の財産の総額、収支状況、債務の総額、資本金の額のみを把握し申告書を作成することになる。

ただし、注意したいのは、あくまで例外的に認められた方法であり、破産の場合、この方法による申告が選択肢になっている訳ではないということである。

異 動 届 出 書

(法人税 消費税)

※整理番号	
※連絡グループ整理番号	

<div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> <p>川越</p> <p>税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p> </div>	提出法人 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単体法人 連結親法人 連結親法人となる法人 連結子法人 連結子法人となる法人	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 法人等の名称 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 (フリガナ) 代 表 者 住 所	サイマケンフジノシアサヒ 〒 356-0055 埼玉県ふじみ野市旭1-8-6 電話 (049) 263 - 6717 〒 ゼイリシホフジノ カゴエカイ 税理士法人 川越会計 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> ヒノチ タケン 樋之口 猛 サイマケンフジノシアサヒ 〒 356-0055 埼玉県ふじみ野市旭1-8-6										

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)
解散		① 代表清算人 樋之口 猛 埼玉県ふじみ野市旭1-8-6	3-9-30 (3-10-3)
事業年度	4月1日～3月31日	② 10月1日～9月30日	3-9-30

所 轄 税 務 署	川越 税 務 署	川越 税 務 署
-----------	-----------------	-----------------

納 税 地 等 を 変 更 し た 場 合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。		
-----------------------	--	--	--

事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)令和 3 年 10 月 1 日 ～ (至)令和 4 年 9 月 30 日		
-------------	--	--	--

合併、分割の場合	合 併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分 割	<input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他
----------	-----	--	-----	--

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
-------------	----	-----	----------	----	----	----

異 動 届 出 書

(法人税 消費税)

※整理番号

※連絡グループ整理番号

<div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto 20px auto;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">川越</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p style="font-size: 0.8em;">次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人	(フリガナ)	サイタマケンフジノシアサヒ
	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	本店又は主たる事務所の所在地	〒 356-0055 埼玉県ふじみ野市旭1-8-6 電話 (049) 263 - 6717
	単体法人 連結親法人 連結親法人となる法人 連結子法人 連結子法人となる法人	(フリガナ)	〒
	納 税 地	(フリガナ)	ゼイリシホフジノ カゴコウカイ
	法人等の名称	法人番号	税理士法人 川越会計
	代 表 者 氏 名	(フリガナ)	ヒノチ タケシ
	代 表 者 住 所	(フリガナ)	サイタマケンフジノシアサヒ 〒 356-0055 埼玉県ふじみ野市旭1-8-6

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)
清算終了			3-12-20 (3-12-24)

所 轄 税 務 署	川越 税 務 署	川越 税 務 署	
-----------	----------	----------	--

納 税 地 等 を 変 更 し た 場 合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無)		
	※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。		

事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日 ~ (至)令和 年 月 日		
-------------	--------------------------------------	--	--

合併、分割の場合	合 併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分 割	<input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他
----------	-----	--	-----	--

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
-------------	----	-----	----------	----	----	----

令和 年 月 日 税務署長殿		所 答	業 種 目	概 況 書	要 否	別 表 等	青色申告 一連番号
納税地	電話() -	法人区分	事業種目	普通法人、特定非営利活動法人、協同組合等又は入格のない社団等	左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定医療法人	※	整理番号
(フリガナ)		事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人	税務署	事業年度(至)
法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	円	非中小法人	署	売上金額
法人番号		同非区分	特 別 同 族 会 社	同 族 会 社	非 同 族 会 社	理	申告年月日
(フリガナ)		旧納税地及び	特 別 同 族 会 社	同 族 会 社	非 同 族 会 社	理	申告年月日
代表者		旧法人名等	特 別 同 族 会 社	同 族 会 社	非 同 族 会 社	理	申告年月日
代表者住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業状況、組織再編に係る契約書等の写し、組織再編に係る移動資産等の明細書	特 別 同 族 会 社	同 族 会 社	理	申告年月日

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

翌年以降送付要否 (要) (否) 適用額明細書提出の有無 (有) (無)
 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

		十億	百万	千	円			十億	百万	千	円			
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1					控除	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	17					
	法人税額 (53)+(54)+(55)	2					税	外国税額 (別表六(二)「20」)	18					
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3					額	計 (17)+(18)	19					
	差引法人税額 (2)-(3)	4					の	控除した金額 (13)	20					
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5					計	控除しきれなかった金額 (19)-(20)	21					
	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」-別表三(二)の「25」+別表三(三)「20」)	6			0	0	0	算	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22				0
	同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7					同	土地譲渡税額の内訳 (別表三(二)「28」)	23				0	
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8			0	0	0	同	同上 (別表三(三)「23」)	24				0
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9					この申告による還付金額 (21)	25						
	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10					中間納付額 (15)-(14)	26						
	分配調整外国税額相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の「7」+別表十七(ロ)の「5」)	11					欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27						
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12					計 (25)+(26)+(27)	28						
	控除税額 (10)-(11)-(12)と19のうち少ない金額	13					この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)	29						
	差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14				0	0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (修正)	30				0	0
	中間申告分の法人税額	15				0	0	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは「2」又は別表七(三)「10」)	31					
差引確定(中間申告の場合はその)法人税額(税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入)	16				0	0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	32						
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準額 (4)+(5)+(7)+(10)の外税額	33					この申告による還付金額 (43)-(42)	45						
	課税留保金額に対する法人税額 (9)	34					この申告でこの申告前	46						
	課税標準法人税額 (33)+(34)	35				0	0	所得の金額に対する法人税額 (68)	47					
	地方法人税額 (58)	36					課税留保金額に対する法人税額 (69)	48					0	0
	課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37					課税標準法人税額 (70)	49					0	0
	所得地方法人税額 (36)+(37)	38					この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	49					0	0
	外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	39					剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額							
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	40					残存資産の最後の分配又は引渡しの日							
	差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42				0	0	令和 年 月 日						
	中間申告分の地方法人税額	43				0	0	決算確定の日						
差引確定(中間申告の場合はその)地方法人税額(税額とし、マイナスの場合は、(43)へ記入)	44				0	0	銀行 本店・支店 郵便局名等							
							金庫・組合 出張所 預金							
							農協・漁協 本所・支所							
							ゆうちょ銀行の貯金記号番号							
							※税務署処理欄							

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分……令三・四・一以後終了事業年度等分

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度： 法人名

別表五(一) 令三・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算がべきです。
 期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「48」
 = 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区分	期首現在利益積立金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
利益準備金	1			
積立金	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
	25			
	26			
納税充当金	27			
未納法人税等 <small>(「繰越利益金」を対するものを除く。)</small>	未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	28	△	△
	未納道府県民税(均等割額を含む。)	29	△	△
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30	△	△
差引合計額	31			

II 資本金等の額の計算に関する明細書				
区分	期首現在資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
資本金又は出資金	32			
資本準備金	33			
	34			
	35			
差引合計額	36			

債務超過の判断

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度：： 法人名

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算がべきです。

期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「48」
= 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

-

中間分、確定分法人税県市民税の合計額

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	1 円	円	円	円
積 立 金	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
	25			
繰越損益金(損は赤)	26	▲28,872,800		
納 税 充 当 金	27	419,200		
未 納 法 人 税 等 (「遺贈税金積立金」に対するものを除く。)	未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	28 △ 270,000 △	中間 △ 確定 △	△
	未納道府県民税(均等割額を含む。)	29 △ 18,500 △	中間 △ 確定 △	△
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30 △ 45,700 △	中間 △ 確定 △	△
差 引 合 計 額	31	▲28,787,800		

II 資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32 3,000,000 円	円	円	円
資 本 準 備 金	33			
	34			
	35			
差 引 合 計 額	36	3,000,000		

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表五(一)

令三・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算がべきです。
 期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「48」
 = 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③		
		減	増			
		①	②		③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円	
積 立 金	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
繰越損益金(損は赤)	26	▲28,872,800	▲28,872,800	▲25,419,200	▲25,419,200	
納 税 充 当 金	27	419,200	419,200	70,000	70,000	
未納法人税等 <small>(「繰越利益積立金」に対するものを除く。)</small>	未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	28	△ 270,000	△ 270,000	中間 △ 確定 △ 0	△ 0
		29	△ 18,500	△ 18,500	中間 △ 確定 △ 20,000	△ 20,000
		30	△ 45,700	△ 45,700	中間 △ 確定 △ 50,000	△ 50,000
差 引 合 計 額	31	▲28,787,800	▲28,787,800	▲25,419,200	▲25,419,200	

中間分、確定分法人税市民税の合計額

II 資本金等の額の計算に関する明細書					
区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③	
		減	増		
		①	②		③
資 本 金 又 は 出 資 金	32	3,000,000 円	円	円	3,000,000 円
資 本 準 備 金	33				
	34				
	35				
差 引 合 計 額	36	3,000,000			3,000,000

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等
 欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金
 算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表七(三) 令三・四・一以後終了事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	所得金額差引計 (別表四「39の①」) - (7)	9	3,523,600
	私財提供を受けた金銭の額	2				
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		当期控除額 (4)、(8)と(9)のうち少ない金額)	10	3,523,600
	計 (1) + (2) + (3)	4				
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5	28,787,800	調整前の欠損金の翌期繰越額 (13の計)	11	
	適用年度終了の時における資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (プラスの場合は0)	6	△			
	欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	7	青色欠損金	欠損金額からしないものとする金額 (10)と(11)のうち少ない金額)	12	
	差引欠損金額 (5) - (6) - (7)	8	28,787,800			

欠損金の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金の翌期繰越額 (別表七(一)「3」-「4」)	欠損金額からしないものとする金額 [当該発生事業年度の(13)と((12)) - 当該発生事業年度前の(14)の 合計額]のうち少ない金額	差引欠損金の翌期繰越額 (13) - (14)
	13	14	15
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等
 欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金
 算入に関する明細書

事 業 年 度 : : 法人名

別表七(三) 令三・四・一以後終了事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	⑧ 通常青控除後所得金額	9	円
	私財提供を受けた金銭の額	2		所得金額差引計 (別表四「39の①」) - (7)		11,500,000
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		⑨ 期限切れ又は青の残りで控除する所得金額	10	11,500,000
	計 (1) + (2) + (3)	4		当期控除額 ((4)、(8)と(9)のうち少ない金額)		
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5	⑤ 別表五(一)期首▲ 42,000,000	調整前の欠損金の翌期繰越額	11	⑩ 通常青の残り 18,500,000
	適用年度終了の時における資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (プラスの場合は0)	6	△	(13の計)		
	欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	7	④→⑥ 通常青 11,500,000	⑪ 期限切れ又は青の残りで控除する欠損金 欠損金額からないものとする金額	12	11,500,000
	差引欠損金額 (5) - (6) - (7)	8	⑦ 期限切れのうち通常青以外 30,500,000	(10と⑪のうち少ない金額)		

欠 損 金 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生事業年度	調整前の欠損金の翌期繰越額 (別表七(一)「3」-「4」)	欠損金額からないものとする金額 [当該発生事業年度の(13)と((12) -当該発生事業年度前の(14)の 合計額)のうち少ない金額]	差引欠損金の翌期繰越額 (13) - (14)
	13	14	15
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・	⑩ 通常青の残り	⑪ 青の残りで控除する欠損金	⑫ 通常青の残り
0206	10,200,000	10,200,000	0
0306	8,300,000	1,300,000	7,000,000
計	18,500,000	11,500,000	7,000,000

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表七(一) 令三・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額 <small>(別表四「39の①」)-(別表七(二)「9」又は「21」)</small>		① 23,000,000 円	所得金額控除限度額 <small>(1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$</small>	② 11,500,000 円
事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 <small>(当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額</small> 4	翌期繰越額 <small>((3)-(4))又は(別表七(三)「15」)</small> 5
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
0203	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	③ 10,500,000	④ 10,500,000	⑫ 通常青の残り 0
0206	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	11,200,000	1,000,000	0
0306	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	8,300,000	0	7,000,000
計		30,000,000	11,500,000	7,000,000
当期	欠損金額 <small>(別表四「48の①」)</small>		欠損金の繰戻し額	
期分	同上のうち 災害損失金			
	青色欠損金			
合計				7,000,000

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類	災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	
災害を受けた資産の別	棚卸資産 ①	固定資産 <small>(固定資産に準ずる繰延資産を含む。)</small> ②
当期の欠損金額 <small>(別表四「48の①」)</small>	6	計 ①+② ③
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	7
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9
	計 (7)+(8)+(9)	10
保険金又は損害賠償金等の額	11	
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)	12	
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13	
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14	
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 <small>((6の③)と(13の③)-(14の③))のうち少ない金額</small>	15	
繰越控除の対象となる損失の額 <small>((6の③)と(12の③)-(14の③))のうち少ない金額</small>	16	